○核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） （使用の廃止の届出） 第三条の四　（略） ２　前項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 （解散等の届出） 第四条　（略） ２　前項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 （報告の徴収） 第六条　（略） ２　前項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 （届出書類の提出部数）	（定義） 第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） （使用の廃止の届出） 第三条の四　（略） ２　前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。 （解散等の届出） 第四条　（略） ２　前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。 （報告の徴収） 第六条　（略） ２　前項の報告書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。 （届出書類の提出部数）

第八条　法第五十七条の八第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十五条の規定に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	第八条　法第五十七条の八第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十五条の規定に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。
様式第２（第１０条関係） （表　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第７項の規定による （略） （裏　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） 第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安	様式第２（第１０条関係） （表　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第６項の規定による （略） （裏　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） 第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安

委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～６　（略）

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～５　（略）

６　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

７～10　（略）

11　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第４項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） 七　「海洋放出施設」とは、貯溜槽、ろ過装置、導管、放出口等よりなる施設であつて、液体状の放射性廃棄物を海洋に放出するものをいう。 （再処理の事業の指定の申請） 第一条の二　法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一　（略） 二　法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。	（定義） 第一条　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） 七　「海洋放出施設」とは、貯溜槽、ろか装置、導管、放出口等よりなる施設であつて、液体状の放射性廃棄物を海洋に放出するものをいう。 （再処理の事業の指定の申請） 第一条の二　法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一　（略） 二　法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ　（略）
ロ　再処理施設の一般構造
(1)　（略）
(2)　放射線の遮蔽に関する構造
(3)～(5)　（略）
(6)　耐津波構造（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
(7)　（略）
（削る）
ハ～ヘ　（略）
ト　放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
(1)　気体廃棄物の廃棄施設
(i)～(iii)　（略）
(iv)　廃気槽の最大保管廃棄能力
(v)　（略）
(2)　液体廃棄物の廃棄施設
(i)～(iii)　（略）
(iv)　廃液槽の最大保管廃棄能力
(v)　（略）

イ　（略）
ロ　再処理施設の一般構造
(1)　（略）
(2)　放射線のしやへいに関する構造
(3)～(5)　（略）
（新設）
(6)　（略）
ハ　建物の構造
ニ～ト　（略）
チ　放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
(1)　気体廃棄物の廃棄施設
(i)～(iii)　（略）
(iv)　廃気槽（そう）の最大保管廃棄能力
(v)　（略）
(2)　液体廃棄物の廃棄施設
(i)～(iii)　（略）
(iv)　廃液槽（そう）の最大保管廃棄能力
(v)　（略）

(3)　（略）

チ・リ　（略）

三～五　（略）

六　法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ　放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ　周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七　法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ　運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ　設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ

---

(3)　（略）

リ・ヌ　（略）

三～五　（略）

（新設）

（新設）

。）　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～六　（略）

七　再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八　再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

九・十　（略）

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～六　（略）

七　使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

八　再処理施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

九・十　（略）

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

（重大事故）

第一条の三　法第四十四条の二第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

一　セル内において発生する臨界事故

二　使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固

三　放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発

四　セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）

五　使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷

六　放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものを除く。）

（変更の許可の申請）

第一条の四　令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能

第一条の三　削除

（変更の許可の申請）

第一条の四　令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能

力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあつては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

二　（略）

2　法第四十四条第二項第二号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　（略）

力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあつては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載すること。

二　（略）

2　法第四十四条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　（略）

七　変更後における再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八　変更後における再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第二条　法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

（削る）

イ～ト　（略）

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理

七　変更後における使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

八　変更後における再処理施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第二条　法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ　建物

ロ～チ　（略）

（新設）

の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　（略）

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3・4　（略）

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一　核燃料物質の臨界防止

二　放射線による被ばくの防止

三　火災及び爆発の防止

四　主要な再処理施設の耐震性

五　主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性

3・4　（略）

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事

項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地

三　（略）

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　（略）

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第四条　法第四十五条第二項ただし書きに規定する原子

項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　（略）

二　工事を行なう工場又は事業所の名称及び所在地

三　（略）

（新設）

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一　核燃料物質の臨界防止

二　放射線による被ばくの防止

三　火災及び爆発の防止

四　主要な再処理施設の耐震性

五　主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性

3　（略）

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第四条　法第四十五条第二項ただし書きに規定する原子

力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第七条の十の三第三項第一号において同じ。）に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の実施）

第六条　法第四十六条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　（略）

三　計測制御系統施設、放射線管理施設、その他の再処理施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　（略）

力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第六条の二及び第七条の十の三第二項第一号において同じ。）に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の実施）

第六条　法第四十六条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線しやへい材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　（略）

三　建物、計測制御系統施設、放射線管理施設、その他の再処理施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　（略）

（性能の技術上の基準）

第六条の二　削除

第六条の二　法第四十六条第二項第二号の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　申請書等及びその添付書類に記載した警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

三　主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。

四　再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

五　核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力及び使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。

六　製品中の原子核分裂生成物の含有率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

（機構が行う使用前検査の通知書等）

第六条の四　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一～六　（略）

3　（略）

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（溶接検査を要しない場合）

七　製品の回収率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること。

（機構が行う使用前検査の通知書）

第六条の四　（新設）

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一～六　（略）

2　（略）

3　原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（溶接検査を要しない場合）

第七条の五　法第四十六条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第一条の二第一項第二号リに規定する再処理設備の附属施設のうちの主要な試験施設に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二　（略）

（溶接の方法の認可）

第七条の六　法第四十六条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の申請）

第七条の十　法第四十六条の二の三第一項の規定により再処理施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規

第七条の五　法第四十六条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第一条の二第一項第二号ヌに規定する再処理設備の附属施設のうちの主要な試験施設に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二　（略）

（溶接の方法の認可）

第七条の六　法第四十六条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（施設定期検査の申請）

第七条の十　法第四十六条の二の二第一項の規定により再処理施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しな

制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第七条の十の二　法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～三　（略）

2　（略）

（機構が行う施設定期検査）

第七条の十の二の二　法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

一　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設

ければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第七条の十の二　法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～三　（略）

2　（略）

（機構が行う施設定期検査）

第七条の十の二の二　法第四十六条の二の二第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第六条の二第一号から第四号まで及び第七条の十二第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五　再処理施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第七条の十の三　原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一～六　（略）

（新設）

（機構が行う施設定期検査の通知書）

第七条の十の三　（新設）

原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条の二の二第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一～六　（略）

3　（略） 4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。 （準用） 第七条の十の四　第六条の五の規定は、法第四十六条の二の三第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第四項」とあるのは「法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。 （施設定期検査合格証） 第七条の十一　原子力規制委員会は、法第四十六条の二の三第一項の施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。 第七条の十二　削除	2　（略） 3　原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。 （準用） 第七条の十の四　第六条の五の規定は、法第四十六条の二の二第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第四項」とあるのは「法第四十六条の二の二第三項において準用する法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。 （施設定期検査合格証） 第七条の十一　原子力規制委員会は、法第四十六条の二の二第一項の施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。 （施設定期検査の技術上の基準） 第七条の十二　法第四十六条の二の二第二項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　第六条の二各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。 二　再処理施設における火災及び爆発を防止する能力

（使用計画）

第七条の十三　（略）

２・３　（略）

４　前三項の使用計画の提出部数は、正本一通とする。

（合併及び分割の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四　合併又は分割の方法及び条件

五　合併又は分割の理由

六　合併又は分割の時期

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

その他の性能が、法第四十六条の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

（使用計画）

第七条の十三　（略）

２・３　（略）

４　前三項の使用計画の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（合併の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四　合併の方法及び条件

五　合併の理由

六　合併の時期

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二　合併後存続する法人又は吸収分割により再処理の事業を承継する法人が現に再処理事業者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三　（略）

四　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五　前号に規定する法人が法第四十四条の三第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における再処理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（記録）

一　合併契約書の写し

二　合併の当事者の一方が再処理事業者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三　（略）

四　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

（新設）

五　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の合併の日以後十年内の日を含む毎事業年度における再処理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

（新設）

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（記録）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の検査記録		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　法第四十六条の二の三第一項の規定による施設定期検査の結果	（略）	（略）
ハ　（略）	（略）	（略）
二　放射線管理記録		
イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合を除く。）	（略）	（略）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の検査記録		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　法第四十六条の二第一項の規定による施設定期検査の結果	（略）	（略）
ハ　（略）	（略）	（略）
二　放射線管理記録		
イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合を除く。）	（略）	（略）

）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体を廃止措置

）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体を廃止措置

対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		
ロ～ル　（略）	（略）	（略）
三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）		
イ～ハ　（略）	（略）	（略）
ニ　警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間
ホ　（略）	（略）	（略）
四～八　（略）		
九　第十六条の二の規定による再処理施設の定期的な評価の結果	（削る）	（削る）

対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率		
ロ～ル　（略）	（略）	
三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）		
イ～ハ　（略）	（略） （新設）	（略） （新設）
ニ　（略）	（略）	（略）
四～八　（略）		
九　第十六条の二の規定による再処理施設の定期的な評価の結果		
イ　第十六条の二第一項各号	評価の都度	第七項に定める期間

イ　第十六条の二第一項第一号に掲げる評価の結果	（略）	（略）
ロ　第十六条の二第一項第二号に掲げる計画	（略）	（略）
十　（略）	（略）	（略）
十一　法第五十条の四の二第一項に規定する再処理施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
十二・十三　（略）	（略）	（略）

2～6　（略）

7　第一項の表第二号ホ、ヌ及びル、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

に掲げる評価の結果		
ロ　第十六条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	（略）	（略）
ハ　第十六条の二第二項第二号に掲げる計画	（略）	（略）
十　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
十一・十二　（略）	（略）	（略）

2～6　（略）

7　第一項の表第二号ホ、ヌ及びル、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第八条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（保安活動の実施）

第八条の七　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　（略）

（保安活動の評価）

第八条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　（略）

（品質保証）

第八条の三　法第四十八条第一項の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、品質保証計画を定め、これに基づき保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（保安活動の実施）

第八条の七　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を定めて行う者を定めること。

五　（略）

（保安活動の評価）

第八条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　保安活動が適切に行われているか明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　（略）

（再処理施設の施設定期自主検査）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第二十八条に規定する再処理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　（略）

三　再処理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2　（略）

第十二条の二　削除

（再処理施設の施設定期自主検査）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第二十八条に規定する再処理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が第七条の十二に定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　（略）

三　再処理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　（略）

（交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、津波その他の事象によつて交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）の崩壊熱等による過熱を除去

する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設（法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体が存在しないものを除く。以下この条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材を備え付けること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射

（新設）

性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

ホ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ヘ　重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のため

の活動を行う体制の整備）

第十二条の五　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備

（新設）

の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（再処理施設の定期的な評価）

第十六条の二　（削る）

法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（再処理施設の定期的な評価）

第十六条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　再処理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二　再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2　再処理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

3　前二項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（防護措置）

第十六条の三　（略）

2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置する

4　前三項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（防護措置）

第十六条の三　（略）

2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置す

こと。

四～八　（略）

九　特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　（略）

ロ　見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

十・十一　（略）

十二　防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ　鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ること。

四～八　（略）

九　特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　（略）

ロ　見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

十・十一　（略）

十二　防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ　かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと

ハ　鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三　（略）

十四　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

ハ　かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三　（略）

十四　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ　（略）

ハ　イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十五　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

イ　周囲にさく等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ　（略）

ハ　イの規定により設置されたさく等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十五　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

（新設）

（新設）

十六～十九　（略）

二十　特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ～ニ　（略）

二十一～二十七　（略）

3　第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護

十六～十九　（略）

二十　特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ～ニ　（略）

二十一～二十七　（略）

3　第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護

区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十六号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三～六　（略）

区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十六号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。

三～六　（略）

（保安規定）

第十七条　法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十八　（略）

（削る）

十九　（略）

二十　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二～二十六　（略）

2　法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一～七　（略）

八　再処理設備本体の操作停止に関する恒久的な措置

（保安規定）

第十七条　法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十八　（略）

十九　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十　（略）

（新設）

（新設）

二十一～二十五　（略）

2　法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一～七　（略）

八　再処理設備本体の操作停止に関する恒久的な措置

に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

九～十六　（略）

十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十八～二十　（略）

（削る）

二十一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使

に関すること（廃止措置対象施設に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

九～十六　（略）

十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十八～二十　（略）

二十一　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

（新設）

用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

二十二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

二十三～二十八　（略）

3　（略）

4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（核燃料取扱主任者の選任等）

第十八条　（略）

2　法第五十条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

3　法第五十条の二第二項において準用する法第二十二条の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は正本一通とする。

（新設）

二十二～二十七　（略）

3　（略）

4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核燃料取扱主任者の選任等）

第十八条　（略）

（新設）

2　法第五十条の二第二項において準用する法第二十二条の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（核物質防護規定）

第十九条　（略）

２　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二の二　（略）

２　法第五十条の四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

（核物質防護規定）

第十九条　（略）

２　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二の二　（略）

２　法第五十条の四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（新設）

第十九条の三の三　法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第五十条の四の二第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（新設）

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第十九条の三の四　法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（新設）

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の

（新設）

効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該再処理施設について、法第五十条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該再処理施設において、再処理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第十九条の三の六　法第五十条の四の二第五項の規定に

（新設）

よる公表は、法第五十条の四の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	
（事故故障等の報告） 第十九条の十六　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 一・二　（略） 三　再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。 四～七　（略） 八　再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区	（事故故障等の報告） 第十九条の十六　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 一・二　（略） 三　再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。 四～七　（略） 八　再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理

域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ～ハ　（略）

九～十二　（略）

（報告の徴収）

第二十一条　（略）

２　（略）

３　第一項及び第二項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

（届出書類等の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、法第四十六条の三又は法第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第五十条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ～ハ　（略）

九～十二　（略）

（報告の徴収）

第二十一条　（略）

２　（略）

３　第一項及び第二項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（届出書類等の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、法第四十六条の三又は法第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は正本一通及び副本二通とする。

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第五十条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

（フレキシブルディスクによる手続） 第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一　第十八条第三項の書類 二　第十九条の二の二第二項の書類	（フレキシブルディスクによる手続） 第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一　第十八条第二項の書類 二　第十九条の二第二項の書類

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　記録　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十七条、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第十九条、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第六十二条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第二十七条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）	（定義） 第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　記録　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十五条、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第十九条、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第六十二条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第二十七条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）

第八条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一又は核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条に規定する記録をいう。

四　（略）

（保安のために必要な措置等）

第二条　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二　（略）

第八条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一又は核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条に規定する記録をいう。

四　（略）

（保安のために必要な措置等）

第二条　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二　（略）

三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究要等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の七第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

四～七　（略）

2　（略）

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別

三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究要等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の七第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

四～七　（略）

2　（略）

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別

記様式によるものとする

様式（第８条関係）

（表　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項の規定による

（略）

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関

記様式によるものとする。

様式（第８条関係）

（表　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項の規定による

（略）

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関

係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　（略）

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　（略）

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

４　（略）

５　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

７～10　（略）

11　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12～19　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第４項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第５項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に

その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑 三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑	係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（身分を示す証明書） 第二十七条　法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。 （令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等） 第二十八条　令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。 様式第８（第27条関係） （表　面） 第　　号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項の規定による 身　分　証　明　書	（身分を示す証明書） 第二十七条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。 （令別表第一の六十七及び六十九の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等） 第二十八条　令別表第一の六十七及び六十九の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。 様式第８（第27条関係） （表　面） 第　　号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項の規定による 身　分　証　明　書

（略）

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（略）

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ

7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二　第 68 条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部

、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

11　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第６１条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二　第 68 条第５項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除

分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３から第 13 号の７まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑 三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑	く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑 三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設） 第四十五条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。 一～四　（略） （施設定期検査終了証） 第五十三条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。 （記録） 第六十七条　法第四十三条の三の二十一の規定による記	（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設） 第四十五条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。 一～四　（略） （施設定期検査終了証） 第五十三条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。 （記録） 第六十七条　法第四十三条の三の二十一の規定による記

録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録 イ・ロ　（略） ハ　第八十条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	（略） 毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回	（略） 巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間

録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録 イ・ロ　（略） ハ　第八十条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	（略） 毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回	（略） 巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間

ニ・ホ　（略）	とする。 （略）	（略）
二　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。） イ～ヌ　（略）	（略）	（略）
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。） イ～ト　（略） チ　（略） (1)(2)(3)・(4)　（略） 燃焼度	（略） （略）	（略） （略）
四　（略）	（略）	（略）

ニ・ホ　（略）	とする。 （略）	（略）
二　運転記録（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。） イ～ヌ　（略）	（略）	（略）
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。） イ～ト　（略） チ　（略） (1)(2)(3)・(4)　（略） 最高燃焼度	（略） （略）	（略） （略）
四　（略）	（略）	（略）

五　放射線管理記録			
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。	十年間	（略）
ロ～ヌ　（略）	（略）		

五　放射線管理記録			
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中一回。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。	十年間	（略）
ロ～ヌ　（略）	（略）		

六～八　（略）	（略）	（略）
九　廃止措置記録 イ　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	第七項に定める期間
ロ　（略）	（略）	（略）
十　（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
十一　（略）	（略）	（略）
十二　法第四十三条の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向	評価の都度	第七項に定める期間

六～八　（略）	（略）	（略）
九　廃止措置記録 イ　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	第七項に定める期間
ロ　（略）	（略）	（略）
十　（略）	（略）	（略）
十一　第七十七条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
十二　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

上のための評価の結果		
十三　（略）	（略）	（略）
2～6　（略） 7　第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。 （品質保証） 第六十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。 （削る）		
第七十七条　削除		

十三　（略）	（略）	（略）
2～6　（略） 7　第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。 （品質保証） 第六十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。 2　発電用原子炉設置者は、第七十七条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。 （発電用原子炉施設の定期的な評価） 第七十七条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、十年を超えない期間ご		

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一～三　（略）

２　法第四十三条の三の二十二条第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

とに、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二　発電用原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

２　前項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一～三　（略）

２　法第四十三条の三の二十二条第一項の規定により、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三　（略）

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　（略）

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ～ヘ　（略）

五～七　（略）

2　（略）

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条　（略）

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき

三　（略）

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　（略）

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ～ヘ　（略）

五～七　（略）

2　（略）

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条　（略）

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　（略）

3・4　（略）

5　前四項の規定は法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げ

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　（略）

3・4　（略）

5　前四項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

一～八　（略）

（発電用原子炉の運転）

第八十七条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二　発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三　前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四　前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五・六　（略）

七　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始

る措置を講じなければならない。

一～八　（略）

（発電用原子炉の運転）

第八十七条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二　原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三　前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四　前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五・六　（略）

七　緊急しや断が起こつた場合には、しや断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を

することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。 八～十　（略） 十一　発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。 （貯蔵） 第八十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。 一～五　（略） ２　（略） （保安規定） 第九十二条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 一・二　（略）	開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。 八～十　（略） 十一　原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。 （貯蔵） 第八十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。 一～五　（略） ２　（略） （保安規定） 第九十二条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 一・二　（略）

三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四～二十八　（略）

2　（略）

3　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一～六　（略）

七　発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

八～二十七　（略）

4・5　（略）

（保安規定の遵守状況の検査）

第九十三条　法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原

三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四～二十八　（略）

2　（略）

3　法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一～六　（略）

七　原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

八～二十七　（略）

4・5　（略）

（保安規定の遵守状況の検査）

第九十三条　法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原

子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

２・３　（略）

（核物質防護規定）

第九十六条　（略）

２　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第九十八条　（略）

２　法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（安全性の向上のための評価の実施）

第九十九条の二　法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

２・３　（略）

（核物質防護規定）

第九十六条　（略）

２　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第九十八条　（略）

２　法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

（新設）

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十九条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（新設）

（評価の結果等の届出）

第九十九条の四　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（新設）

（届出事項）

第九十九条の五　法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名

称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十九条の六　法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大

（新設）

事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第九十九条の七　法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定機器の種類）

第百条　法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（型式証明の申請）

第百一条　法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力

（新設）

（特定機器の種類）

第百条　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（型式証明の申請）

第百一条　法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子

規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

３　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

４　（略）

（型式証明の変更）

第百二条　法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

４　（略）

力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

３　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

４　（略）

（型式証明の変更）

第百二条　法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

４　（略）

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第百四条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合　特定機器型式証明通知書

二　法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合　特定機器型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第百五条　（略）

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が第百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　（略）

（型式指定の申請の範囲）

第百六条　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第百四条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合　特定機器型式証明通知書

二　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合　特定機器型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第百五条　（略）

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第三項の変更が第百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　（略）

（型式指定の申請の範囲）

第百六条　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機

機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であって当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定通知書等の交付）

第百十条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　（略）

三　法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当

機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であって当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定通知書等の交付）

第百十条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　（略）

三　法第四十三条の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　法第四十三条の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当

該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百十四条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

第百十五条　法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置計画の認可の申請）

該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百十四条　法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

第百十五条　法第四十三条の三の三十二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四～九　（略）

２・３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十七条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四・五　（略）

２・３　（略）

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第百十八条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原

第百十六条　法第四十三条の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　廃止措置の対象となる原子炉の名称

四～九　（略）

２・３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十七条　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　廃止措置の対象となる原子炉の名称

四・五　（略）

２・３　（略）

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第百十八条　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原

子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

２　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の基準）

第百十九条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第百二十条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

２　法第四十三条の三の三十二第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の基準）

第百十九条　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第百二十条　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（廃止措置の終了確認の基準）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百二十二条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百二十三条　法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百二十四条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第

（廃止措置の終了確認の基準）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百二十二条　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百二十三条　法第四十三条の三の三十三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百二十四条　法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第

四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十五条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十六条　法第四十三条の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　（略）

四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十五条　法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十六条　法第四十三条の三の三十三第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　（略）

（届出書等の提出部数）

第百三十七条　法第四十三条の三の八第三項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第百三十八条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

様式第五（第１３８条関係）

（表面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

（略）

（裏面）

（届出書等の提出部数）

第百三十七条　法第四十三条の三の八第二項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第百三十八条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

様式第五（第１３８条関係）

（表面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

（略）

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 16 条の２第１項、第 16 条の３第１項、第 16 条の４第１項、第 16 条の５第１項、第 22 条第５項、第 27 条第１項、第 28 条第１項、第 28 条の２第１項、第 29 条第１項、第 37 条第５項、第 43 条の３の９第１項、第 43 条の３の 10 第１項、第 43 条の３の 11 第１項、第 43 条の３の 12 第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の３の 15 第１項、第 43 条の３の 16 第１項、第 43 条の３の 24 第５項、第 43 条の３の 31 第１項、第 43 条の８第１項、第

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 43 条の３の９第１項、第 43 条の３の 10 第１項、第 43 条の３の 11 第１項、第 43 条の３の 12 第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の３の 15 第１項、第 43 条の３の 16 第１項、第 43 条の３の 24 第５項及び第 43 条の３の 30 第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所

43 条の９第１項、第 43 条の 10 第１項、第 43 条の 11 第１項、第 43 条の 20 第５項、第 43 条の 26 の３第１項、第 45 条第１項、第 46 条第１項、第 46 条の２第１項、第 46 条の２の３第１項、第 50 条第５項、第 51 条の７第１項、第 51 条の８第１項、第 51 条の９第１項、第 51 条の 10 第１及び第 51 条の 18 第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項

又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二　第 68 条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二　第 68 条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３

から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑 三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑	から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑 三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑